

服装規定

社会に貢献する人間の育成を目的として、身だしなみについては、どの世代の人にも受け入れられるように指導をしています。また、就職試験等に臨める状態を常に意識することを目的としています。

1 本校指定の制服を着用する。

天候や体調に合わせて冬服・夏服・合服を着用することができる。ただし、学校が指定した式典・行事などは、学校が指示した服装を着用する。なお、合服とは冬服から上着を脱いだ服装である。

2 防寒着

セーター以外の防寒具・防寒着は、ブレザー着用時必要に応じて使用してよい。

(1) セーター・・・本校指定のものを着用する。なお、セーター着用時、ベストの着用はしなくて良い。

(2) コート・・・黒色・紺色・茶色・グレー・ベージュなどの無地ベースのもの。

ジャンパー・パーカー類は不可。ジャケットの上に着用すること。

(3) ウインドブレーカー・・・白、黒、紺を基調としたもの（他校の学校名（中学校含む）の入っているものは不可）

* コート・ウインドブレーカーは教室内でカバンやロッカーに収納できるものが望ましい。

(4) 手袋、マフラー・・・特に規定なし

(5) 膝掛け・・・平常授業時、教室内のみ使用可とし、教室外における使用は認めない。

3 靴下

(1) ソックス

白色・灰色・黒色・紺色とする。

（ルーズソックスの着用及びソックスのルーズな履き方は不可）

(2) ストッキング

防寒用として黒色・肌色で、無地のストッキングまたはタイツを着用してよい。

4 靴

(1) 通学靴 通学にふさわしい運動靴または革靴。（厚底・ブーツは不可）

(2) スリッパ 本校指定のもの。（学年色）

(3) 体育館シューズ 本校指定のもの。（学年色）

5 頭髪

(1) どの世代の人にも受け入れられる髪型を基調とする。

(2) 整髪料、パーマ・アイロン・コテ・エクステなどの加工、脱色、染毛など一切の加工をしてはならない。

(3) 男子は目・耳にかかる長さ、及び、襟が隠れる長さは不可とする。

(4) 女子は髪を縛る際には、華美でないゴムで束ねる（飾りゴム・リボン・飾りピン等は不可とする）。

6 通学バッグ

- (1) カバンの口が閉まるもの（カバンの中身が見えない）を標準とする。
- (2) 通学バッグにつける定期券入れ及びお守り、キーホルダーは過度につけない。大きさについては通学定期券程度までとする。ただし、通学バッグにつけていることがふさわしくないと学校が判断した場合は、つけることはできない。

7 ベルト

高校生らしいもの。ただし、スカート着用時にベルトを着けない。

8 座学時の服装

制服を着用する。ただし、学校行事など、特別な事情がある場合は、実習服等の着用を許可することがある。

9 対外試合の服装

制服又は体育服、部活動で購入したジャージ、または顧問が許可したもの。

10 校章

上着の所定の場所に常時つける。ただし、夏服にはつけない。

11 身分証明書

身分の証明に使用するため常に携帯する。

12 異装許可

やむを得ず規定以外の服装で通学する場合、学校から許可願をもらい必要事項を記入して担任に提出し生徒指導部から許可を受ける。なお、必要事項の記入は保護者がおこなうものとする。